

平成28年8月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法（以下「法」という。）による老齢厚生年金について、子に係る加給年金額の加算を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、60歳に達した平成〇年〇月〇日を受給権発生の日とする法附則第8条の規定によるいわゆる特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」という。）の支給を受け、その後、65歳に達した平成〇年〇月〇日からは、法第42条の規定による老齢厚生年金（以下、単に「老齢厚生年金」という。）の支給を受けている。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日（日本年金機構〇〇年金事務所受付）、厚生労働大臣に対し、A（平成〇年〇月〇日生、以下「A」という。）とB（平成〇年〇月〇日生、以下「B」という。）を加給年金額の対象者として、老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届を提出したが、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に對し、A及びBについて、「老齢厚生年金の受給権を取得した當時（昭和16年4月2日以後に生まれた男子及び昭和21年4月2日以後に生まれた女子で、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する方）にあっては、定額部分の支給を受けることができることとなつた當時）、加給年金額加算対象となる「子」とは認められないため」という理由で、加給年金額の加算をしない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を經

て、当審査会に対し、再審査請求をしたものである。

第3 当審査会の判断

1 法附則第8条の規定によれば、1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有し、老齢厚生年金の受給資格期間（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上）を満たした者が、60歳に達したときは、特老厚を支給するとされており、また、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号。以下「平成6年改正法」という。）附則第19条第4項の規定によれば、男子であって昭和16年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者の特老厚（以下「本件特老厚」という。）については、その者が61歳に達するまでは報酬比例部分に相当する額を支給し、61歳に達した月の翌月からは、報酬比例部分に相当する額に定額部分を加算した額（以下「本件特老厚年金額」という。）を支給することとされている。

そして、本件特老厚に係る加給年金額については、同条第5項及び法第44条第1項に、本件特老厚（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の額は、受給権者が61歳に達した当时（その年齢に達した当时、当該特老厚の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であったときは、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときに当該月数が240以上となるに至った当时）、その者によって生計を維持していた子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で法第47条第2項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子に限る。以下同じ。）があるときは、本件特老厚年金額に加給年金

額を加算した額とすると規定され、平成6年改正法附則第30条第2項により読み替えられた法第44条第1項では、本件特老厚年金額に加給年金額を加算して支給し、特老厚に加給年金額が加算して支給されていた者については、老齢厚生年金についても、子が18歳に達するまでは引き続き加給年金額を加算して支給する旨が規定されている。

2 本件記録によれば、第2の1及び2記載の各事実のほか、請求人は昭和〇年〇月〇日生まれで、平成〇年〇月〇日に61歳になり、上記の定額部分の支給開始年齢に達したものと認められることから、本件では、平成〇年〇月〇日当時ににおいて、AとBが請求人によって生計を維持していた子であると認められるかどうかが問題となる。

3 前記1の規定によれば、本件特老厚に係る加給年金額の加算は定額部分の支給を受けることとなった日に子があることが要件となるが、親と子の関係は、民法の「第4編 親族」「第3章 親子」「第1節 実子」「第2節 養子」が規定しているところである。そして、どのような者の間に実親子関係又は養親子関係の成立を認めるかは、その国における身分法秩序の根幹をなす基本原則ないし基本理念にかかわるものであり、実親子関係又は養親子関係を定める基準は一義的に明確なものでなければならず、かつ、実親子関係又は養親子関係の存否はその基準によって一律に決せられるべきものであるから、我が国の身分法秩序を定めた民法は、同法に定める場合に限って実親子関係又は養親子関係を認め、それ以外の場合は実親子関係又は養親子関係の成立を認めない趣旨であると解される。そして、養子は、縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得するとされている（民法第809条）が、縁組は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる（民法第799条、第739条）要式行為であるから、縁組の届出が受理されて初めて養親子関係が創

設されるのであり、その届出がない以上は、養親子関係が創設されることはない。これを本件についてみると、本件審査資料からは請求人がA及びBとの養子縁組の届出をした日は平成〇年〇月〇日であることが明らかであり、A及びBは同日に請求人の嫡出子の身分を取得したと認められるので、本件特老厚の定額部分の支給を受けることとなった日においては請求人の子ではない。したがって、請求人との生計維持関係を論ずるまでもなく、A及びBに係る加給年金額の加算をすることはできない。当審査会の上記判断と同旨の原処分は適法かつ妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。